

令和7年度第4回原町区地域協議会 会議録

① 日 時：令和7年8月22日（金）13時30分～

② 場 所：南相馬市役所 本庁舎4階 議員控室

③ 委 員：

(委員数15名)		
出席委員 9名		
会長 平間 勝成	委員 逢坂 晃	委員 小林 五月
委員 坂下 悅子	委員 前田 一男	委員 半谷 真知子
委員 田中 章広	委員 貝塚 大暉	委員 長川 清隆
欠席委員 6名		
副会長 志賀 ゆかり	委員 鎌田 文代	委員 中村 博之
委員 鈴木 洋道	委員 鈴木 香織	委員 藤原 ヒロ子

④ 説明者：なし

⑤ 事務局：

原町区地域振興課	課長 戸浪 誠
原町区地域振興課	課長補佐 館野 幸一郎
原町区地域振興課	主査 中林 順子

1 開会

○事務局 委員の過半数が出席のため、会議の成立を確認

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

半谷眞知子委員、田中章広委員を指名

(2) 書記の指名

原町区地域振興課 中林主査を指名

(3) 報告事項

- ①（仮称）原町学校給食センター整備計画（素案）にかかるパブリックコメント手続の実施状況について（教育総務課）・・・【資料1】
※書面開催 8月7日（木）～8月15日（金）

(4) その他

- ①第3回原町区地域協議会（書面開催）における報告事項について
※書面開催期間：令和7年7月30日（木）～8月6日（水）
(i) 南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について
(こども育成課)
・南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）パブリックコメント手続に寄せられた意見と市の対応方針 ・・・【資料2】
(ii) 未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について（公有財産管理課）
・南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（案）を定める件 パブリックコメント手続等の総括 ・・・【資料3-1】
・南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について ・・・【資料3-2】
・南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（案）修正箇所一覧表 ・・・【資料3-3】
※会議に当日委員からいただいた質問・意見に対し、後日担当課から受けた回答等を本会議録に付記する。

○会長

意見は受け付けないのか。

○事務局

ご意見があれば、担当課に伝えます。

○会長

未利用公共施設等利活用促進条例について意見があったという人は教えてください。

私は、南相馬市乳児等通園支援事業について医療時ケア児や障害のある子どもの受け入れ態勢、事故発生時の国の指針について質問した。国の事業の一環として誰も取り残さないよう運営してほしい。

○田中委員

特別意見はない。

○坂下委員

意見は提出したが、回答いただいた。

○会長

南相馬市乳児等通園支援事業についてはどうか。

○前田委員

外国人についてはどうなるのか。

<こども育成課回答>

日本に在住（住民登録がある）し、0歳から2歳までの保育園等に通っていないお子さんであれば外国人でも利用することができます。

○田中委員

未利用公共施設等利活用促進条例について確認したい。複数区にわたり、未利用施設がある。市の方向性としてどのような産業分野に充てていくのか。どういった方向性にするか、現時点での構想があるのか。

<公有財産管理課の考え方>

市としては、特定の産業分野への利活用は現時点では想定していません。

地域産業振興、福祉増進、文化振興、観光振興、子育て・教育、地域の活性化などの多くの分野の可能性があると考えます。

今後、サウディング型市場調査を行い、民間企業等から未利用公共施設利活用の提案のための公募を進めてまいります。

○田中委員

校舎の利活用案を募集して、提案が上がってきながら選定をするということなのか。

<公有財産管理課の考え方>

サウディング型市場調査を実施し、民間企業等から利活用に関する提案（意見）をいただき、その内容を基に施設利活用のプロポーザル募集要項を作成し、応募のあった中から審査会に付して選定してまいります。

○会長

公共幼稚園の跡地や学校関係の未利用施設はどのように活用するのか。

<公有財産管理課の考え方>

現在、未利用公共施設として市内にある残り 7 施設については、劣化度調査等を行い、利活用の可否を判断し、利活用が見込まれる場合は、上記の通り順次利活用について進めてまいります。

また、今後、学校等が用途廃止により未利用公共施設となった場合には、まず府内での利活用調査を行い、利活用が見込まれない場合には、上記の手続きにより進めてまいります。

○半谷委員

ハートランドは J A 石神女性部が助成金を受けて管理していた。高倉は立ち入れないような線量であり、取り壊しも考えている。キャンプはともかく鳥獣、熊も懸念される。よく考えて維持や取り壊しを検討してほしい。

○事務局

担当課に伝える。

○小林委員

未利用施設はトータルで何施設あるのか。市の財産を使わなくなったから貸す、10年無償貸与し、その後譲る、補助金も出すというと市民の財産をなぜ

それほど安く売るのか？費用が掛かるのもわかるが安価での譲渡は必ずしも望ましくないのではないか。

○事務局

計9施設ある。担当課にご意見を伝える。

○小林委員

9施設を使っていないのか。

○事務局

使っていない。

○小林委員

費用は発生していないのか。

○事務局

維持管理費用は掛かっているものと推測される。

○小林委員

どれくらいの費用が掛かっているのか。

<公有財産管理課の考え方>

ご意見として承りました。

なお、賃借の場合は、無償貸与が3年間、4年目からは財産評価額×1.4%、10年目以降は財産評価額×2.8%となります。
また、9施設の年間の維持管理経費は約1,800万円（令和6年度決算額）となっています。

○会長

近隣住民から意見があるのか。

○事務局

未利用施設について解体するには莫大な費用が掛かる。民間企業の知恵を借りて、有効に利活用したい。

○半谷委員

資料3-2に記載があるが、東京電力にある程度請求ができるのか。

○小林委員

未利用施設が増えたのは、原発事故の影響が大きい。有効な利用ができない以上解体費用を負担してもらうべきではないか。

○事務局

担当課に伝える。

<公有財産管理課の考え方>

解体費用は賠償対象にはなりません。

建物の価値見合いが賠償対象で、区域解除後、結果利活用されない場合は全損扱いとなり賠償されます。

○逢坂委員

焦点となっている幼稚園については、校舎と一体的な敷地内に存在する。この利用を留保するという考えは持てない。将来どのような形で在校生が減少する学校で利用できる考えを持っているのか。

○事務局

未利用だから全てこの制度となるわけではない。条件は異なってくる。

○会長

原町区の小学校も統廃合が進む見込みである。学校敷地は民有地の学校もある。

(2) 先進地視察研修について

- ・令和7年度先進地視察研修（案）について
- ・・・【資料4】

視察研修先の選定

次回の開催日程について⇒事務局より説明。

5 閉会

以上のとおり相違ありません。

会長

平間 勝成

会議録署名人

半谷 真知子

会議録署名人

田中 章広